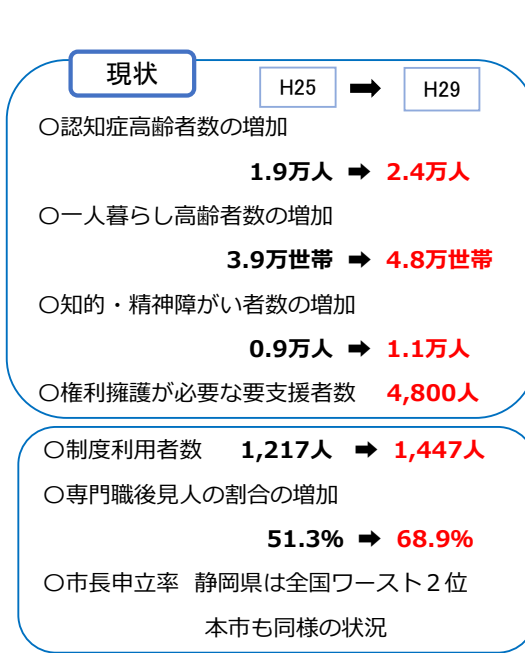


静岡市成年後見制度利用促進計画の概要

【計画策定の概要】 「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「法」という）」第14条第1項に規定される市町村計画として、国の成年後見制度利用促進基本計画、静岡市地域福祉基本計画（第3次）、本市が取り組むSDGs（持続可能な開発目標）の理念及び本市における成年後見制度の利用の実情を踏まえ、計画を策定する。

【計画の位置づけ】 ①法第14条第1項に規定される市町村計画 ②「第3次地域福祉基本計画」内に位置づけ

【計画期間】 2019年度～2022年度（4年間）



第3次地域福祉基本計画 (計画期間：2015-2022)

【基本理念】
すべての人が家庭や地域の中で生涯を通じて生きがいを持ち安心して健やかに自分らしい生活を送ることのできるまちを目指して

【基本目標】
1人ひとりに必要な支援を提供できる環境づくり

【成年後見制度利用促進計画における基本目標】
成年後見制度利用促進の新しい仕組みづくり

【数値目標】

- ①後見等申立数 (申立人と本人との関係別件数)
2017年 270件 → 2022年 345件
- ②家庭裁判所から市民後見人として選任された延べ人数
2018年度 0人 → 2022年度 6人

※本計画を地域福祉基本計画内に位置付け、計画の基本理念を引き継ぎ、基本目標の達成を目指すとともに、成年後見制度に関する課題を解決するために、本計画の基本目標を「成年後見制度利用促進の新しい仕組みづくり」とする。

【現状から見えてくる課題】
必要とする方は今後も増加するものの、支援体制が十分でなく、利用が進んでいない

- 課題1** 制度について知られていない
- 課題2** 制度や手続きが複雑で分かりづらいため、福祉関係者であっても理解が十分でない
- 課題3** 専門的な相談窓口がない (どこに何を相談してよいか分からない、市民だけでなく、支える人が相談できる窓口が欲しい、など)
- 課題4** 後見人の成り手不足と身上保護が十分できていない (被後見人に寄り添った支援ができていない、財産管理が中心となっている、など)
- 課題5** 経済的理由から利用につながらない

基本施策	施策の柱	主な取組	取組内容
1 地域連携支援ネットワークづくり	1 支援体制の構築	① ネットワークの構築 ② 協議会の組織化及び運営 ③ チーム支援についての検討及び実施 ④ 家庭裁判所との情報交換・調整	① 協議会を構成する中核機関やその他の関係団体からなる権利擁護のネットワークの構築 ② 法律・福祉の専門職や相談機関、地域関係者等により構成される協議会の組織化及び会の運営 ③ チーム支援の方策の検討及び支援体制づくり ④ 家庭裁判所との情報交換・調整
	2 中核機関（成年後見支援センター）の整備	① 中核機関（成年後見支援センター）の機能についての検討及び設置運営 ② 広報事業の実施 ③ 相談事業の実施 ④ 市民後見人の養成 ⑤ チーム支援についての検討及び実施（再掲） ⑥ 成年後見等受任者の調整に関わる検討及び実施	① 中核機関（成年後見支援センター）の機能、人員、組織体制についての検討及び設置・運営 ② 市民向け講演会及び事業者向け説明会等の実施 ③ 専門職による相談会の実施及び中核機関（成年後見支援センター）に常設の相談窓口を設置 ④ 市民後見人養成研修の実施及び市民後見人の活動支援の体制の整備 ⑤ チーム支援の方策の検討及び支援体制づくり ⑥ 成年後見等受任者調整の方策の検討及び調整の体制づくり
2 ので改善 利用者への実用へ	1 意思決定支援と身上保護の重視	① 市民後見人の養成（再掲） ② 保佐・補助及び任意後見の利用促進 ③ 意思決定支援及び身上保護についてのガイドラインの作成 ④ 成年後見等受任者の調整に関わる検討及び実施（再掲）	① 市民後見人養成研修の実施及び市民後見人の活動支援体制の整備 ② 市民向け講演会の実施及び日常生活自立支援事業から制度への移行についての検討 ③ ガイドラインの作成 ④ 成年後見等受任者調整の方策の検討及び体制づくり
	2 制度を必要とする人を利用につなげる支援の実施	① 広報事業の実施（再掲） ② 相談事業の実施（再掲） ③ 市長申立の実施及び報酬助成の対象者の拡大	① 市民向け講演会及び事業者向け説明会等の実施 ② 専門職による相談会の実施及び中核機関（成年後見支援センター）に常設の相談窓口を設置 ③ 市長申立及び後見活動に対する報酬助成の対象者拡大
3 不正防止の徹底と利用しやすいとの調和	1 安心かつ安全な制度の運用	① 不正の未然防止のための取組	① 不正事案を専門職団体等との共有親族後見人へ制度の周知等の実施 国の施策をもとに実施

